

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

産 業 建 設 委 員 会 記 録

平成30年9月12日（水）
全 員 協 議 会 室
9 時 5 8 分 ～ 1 1 時 5 2 分

【委 員】岡本委員長、串崎副委員長

三浦委員、川上委員、飛野委員、笹田委員、牛尾委員

【委 員 外】沖田、西川、村武、小川、柳楽、上野、布施、永見、道下、佐々木、西田、澁谷、芦谷

【議 長 団】議長、副議長

【執 行 部】近重副市長

(産業経済部) 田村産業経済部長、湯浅産業経済部参事、来原産業経済部企画監、村武産業政策課長、
大驛産業振興課長、岩田ふるさと寄附推進室長、佐々木広島事務所長、
坂田農林振興課長、佐々本農業委員会事務局長、永見水産振興課長、
戸津川漁港活性化室長、岸本観光交流課長、川合開府400年推進室長

(都市建設部) 石田都市建設部長、三浦建設企画課長、吉川建設整備課長、木屋地籍調査課長、
鎌田維持管理課長、吉田建築住宅課長、櫻木災害復興室長

(金 城 支 所) 吉永金城支所長、畑金城支所産業建設課長

(旭 支 所) 塚田旭支所長、今田旭支所産業建設課長

(弥 栄 支 所) 熊谷自治区長、河上弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

(三 隅 支 所) 斎藤三隅支所長、永井三隅支所産業建設課長

【事 務 局】鎌原書記

議 題

1 議 案 第 5 8 号 市道路線の廃止について（波佐54号線）

2 議 案 第 5 9 号 市道路線の認定について（国府255号線外）

3 陳情審査

(1) 陳 情 第 56号 体験村の再出発のためにも、処分に関する陳情について

(2) 陳 情 第 57号 草刈・ミゾ掃除を浜田市事業にすることに関する陳情について

(3) 陳 情 第 58号 お魚センターの廃業に関する陳情について

(4) 陳 情 第 59号 ふるさと体験村元パート職員への聞き取りに関する陳情について

(5) 陳 情 第 60号 ふるさと寄付外注業者の報酬の精査に関する陳情について

(6) 陳 情 第 61号 産業建設委員会勉強会の公開に関する陳情について

(7) 陳 情 第 62号 ふるさと体験村の処分に関する陳情について

(8) 陳 情 第 63号 ふるさと体験村でのアマゴの大量死の原因説明に関する陳情について

(9) 陳 情 第 64号 ふるさと体験村のヤマメの養殖のエサやり方法の説明を求めることに関する陳情について

(10) 陳 情 第 65号 ふるさと弥栄振興公社理事報酬の返還に関する陳情について

- (11) 陳 情 第 66 号 ふるさと弥栄振興公社の清算事業年度の報酬の有無に関する陳情について
- (12) 陳 情 第 67 号 ふるさと体験村運営に関する陳情について

4 所管事務調査

- (1) ふるさと弥栄振興公社の議事録（平成28年、平成29年）について
- (2) ふるさと体験村について

5 執行部報告事項

- (1) 元谷団地の入植者による初出荷について
- (2) 漁業別水揚げについて
- (3) 浜田開府400年祭記念事業 ロゴ・キャッチフレーズ等の決定について
- (4) ふるさと体験村について
- (5) 平成29年7月豪雨災害復旧事業の進捗状況について
- (6) その他

6 その他

岡本委員長	ただいまから、産業建設委員会を開会します。ただいま出席議員は7名で定足数に達しております。 本日の会議の進め方ですが議題1と2をした後に、議題5の執行部報告事項を先にして、その後、議題4の所管事務調査、議題3の陳情審査、の順番で進めさせていただきますのでよろしくお願いします。 傍聴の方に申し上げます。カメラ撮影は認めておりますが、休憩中のときにはカメラを止めてください。私語については控えるようお願いいたします。 まず、本委員会に付託されました、議案2件の審査に入ります。
-------	---

1. 議案第58号 市道路線の廃止について（波佐54号線）

岡本委員長	執行部から補足説明はありますか。 （ 「ありません」という声あり ） それでは質疑を行います。委員から質疑がありますか。
笹田委員	田んぼのは場整備があったので廃止と説明を受けましたが、それよろしいですか。
維持管理課長	そのとおりです。金城地区の県営中山間地域総合整備事業馬場工区は場整備事業の区域内であった市道の付け替えに伴う廃止です。
岡本委員長	他にありますか。 （ 「なし」という声あり ）

2. 議案第59号 市道路線の認定について（国府255号線外）

岡本委員長	執行部から補足説明はありますか。 （ 「ありません」という声あり ） それでは質疑を行います。委員から質疑がありますか。
三浦委員	現場確認に行きました。波佐54号線について伺います。資料①から③で始点、終点が定められておりまして、3の手前から直線まで砂利道なんです、それも含めて市道認定をするという理由を説明してください。
維持管理課長	ほ場整備事業区域の中にあった市道を付け替えて機能回復を図る主旨で再認定をします。したがって起点の取り付けが変わり、ルートも多少変更してありますが、もともと終点まであったところまで今回道路認定を提案させていただいております。
笹田委員	幅員3.5メートルですが、市道認定は4メートル以上という規定がありますがこれに満たないのに市道認定する理由は。
維持管理課長	本来、新規認定の場合は有効幅員4メートル必要ですが、今回はもともと波佐54号線は幅員が2.3メートルの狭い市道でした。ほ場整備を実施するということで市道計画をされる際はほ場整備の基準に基づいて幅員を決められ、幅員を広げるといことはほ場整備の際の個人の農地を狭めて市道を確保することになるので、機能回復を図るという意味で幅員は基準に達していませんが新規認定ではないので3.5メートルでも認定ということで提案させていただいております。
岡本委員長	他にありますか。 （ 「なし」という声あり ）

以上で、市長提出議案の質疑は終了とします。

5. 執行部報告事項

(1) 元谷団地の入植者による初出荷について

岡本委員長	続いて議題5 執行部報告事項にはいります。順次報告を願います。 農林振興課長。
農林振興課長	(以下、資料をもとに説明)
飛野委員	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
農林振興課長	初出荷おめでとうございます。ブドウが4千万円、ナシが9千万円、柿が5千万円ですが、明らかに浜田の顔につながってくると思いますが、実際の売り上げの実績があがってから顔に認定されるのですか。
飛野委員	トマトは浜田の顔にはなっていませんが、候補としてはかなり強力なものになるかと思えます。
農林振興課長	販路について聞きたいと思えます。相当数、1億円いくらのトマトとなると大事業です。販路は既に確保されているのでしょうか。どういった販路ですか。
飛野委員	販路は、業者さんの方で独自ルートを持っておられます。JAさんも含めて販路対策については計画通り進めていただけたと思いますが、最終的には輸出を考えておられるようです。
農林振興課長	輸出については初耳でした。雇用についてですが、現在の雇用人数は分かりますか。
飛野委員	職員さんが10人程度と聞いていますが、現在9人、農場長含めておられます。来年4月以降に農業大学などを卒業される方を含めて13人程度になろうと聞いています。
農林振興課長	浜田の顔の事業ですが、自ずと継続される事業だろうと思っています。他にも、例えばしいたけ、いちじくも考えておられるかお聞きします。
飛野委員	浜田の顔となるにはそれなりの出荷額が前提になろうかと思えます。実績を勘案しながら決定したいと思えます。しいたけ、いちじくも右肩上がりの実績傾向ならば前向きに考えます。
岡本委員長	他に質疑はありますか。 (「なし」という声あり)

(2) 漁業別水揚げについて

岡本委員長	水産振興課長。
水産振興課長	(以下、資料をもとに説明)
	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
	(「なし」という声あり)

(3) 浜田開府400年祭記念事業 ロゴ・キャッチフレーズ等の決定について

岡本委員長	開府400年推進室長。
開府400年推進室長	(以下、資料をもとに説明)
	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
	(「なし」という声あり)

(5) 平成29年7月豪雨災害復旧事業の進捗状況について

岡本委員長 災害復興室長	災害復興室長。 (以下、資料をもとに説明)
串崎委員	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。 昨年7月から1年経ちました。農地の発注率が70パーセントということで、土木作業に比べたらいいですが、離農が心配されますが、発注率100パーセントになるのはいつか、これによる離農の心配はないか伺います。
災害復興室長	このたび被災された方は工事させていただき、離農者がいるとは聞いていません。
岡本委員長	その他ありますか。 (「なし」という声あり)

(6) その他

岡本委員長	その他で執行部より何かありますか。 (「ありません」という声あり)
-------	--

(4) ふるさと体験村について

4. 所管事務調査

(1) ふるさと弥栄振興公社の議事録（平成28年、平成29年）について

(2) ふるさと体験村について

岡本委員長 弥栄自治区長 岡本委員長	弥栄自治区長より発言の申し出があるのでこれを許可します。 (以下、資料をもとに説明)
弥栄産業建設課長 岡本委員長	引き続き、所管事務調査も行いますので、併せて説明をお願いします。 弥栄支所産業建設課長。 (以下、資料をもとに説明)
	説明が終わりました。質疑に移る前に休憩を取りたいと思います。 11時再開とします。

[10 時 50 分 休憩]

[11 時 00 分 再開]

岡本委員長	委員会を再開します。報告事項(4)について委員から質疑はありませんか。
川上委員	2、3番、地域協議会要請もありと次期運営方法によりと書いてあります。2、3番を基にされるのだと思います。地域協議会、住民という言葉が出ながらもなおかつ、庁舎内に関係部署による検討組織を設置し、となると同じ事が起きやしないかと思います。しっかりご検討いただきたいと思います。 地域住民の運営参加の可否と参画する場合による組織などについてと書いてあります。地域住民として必ず参加していないとこれは始まりません。運営参画の可否ではなくて運営に関わる形で進めていただきたいと思います。地域住民の方がメインでやるということを明確に出してい

	くことがこれから先の運営になっていくと思います。体験村の今後の生きる道だと思います。ご検討ください。
弥栄自治区長	ご指摘の2点は重要なポイントです。地域ではゼロベースで一度考えさせてほしいという要望を何度も受けています。一度白紙状態で考えていただいて、関係部署ともある程度煮詰めた状態からスタートしたいと思います。
川上委員	今後の対応ですが、①と②の順番を替えて、まず2番の地域住民の検討があるということで、それから関係部署という形にしていきたいと思います。
岡本委員長	他に質疑ありますか。
笹田委員	休止理由「施設への妨害行為」というのが、ガスの元栓等の話ですか。
弥栄産業建設課長	そうです。
笹田委員	職員の疲弊とはどういったことですか。
弥栄産業建設課長	市民の方から理由の対応がまずかったというクレーム等を言われ、職員もかなり落胆しています。
笹田委員	当面の処置等で施設管理は最低限維持管理費をとということですが、いくらくらいですか。
弥栄産業建設課長	定期的な清掃、見回り、周辺の草刈りもやっていかないといけない。電気、水は利用し続けますが、ガスは止めて必要な時だけ使うようにします。水と電気だけは使い続けるように、あと維持管理のための人件費を要求しています。
笹田委員	6月補正で予算を組んで今回のことなので、数字をきちんと持ち出してこないとおかしいと思います。
弥栄産業建設課長	6月補正は3月末までの直営を想定していましたが、このようなことになり、また説明したことが違うということになり申し訳ありません。維持管理はしていきたいのでお願いします。
弥栄支所長	予算については詰め切ってないですが、委託については精算が出ますのでその辺を含めてになります。全容を掴んだうえで検討させてください。
笹田委員	施設の中に土地を借りている部分がありますよね。お借りしている以上は料金が発生すると思いますが。
弥栄産業建設課長	借地料は支払いしていかないといけないと思っています。買った方が良いのかは相談していかないといけないと思います。
川上委員	維持管理費は予算の範囲内というのがしっくりこないのです。補正予算全部使う気ではないかと。なるべく早く試算を出してください。
弥栄産業建設課長	出来るだけ早いうちに詰めたと思っています。
川上委員	今議会が終わるまでに出してください。
弥栄支所長	一部当初予算で出している工事もあります。12月議会を目途とさせていただきたいです。概算でよろしければ今議会中にさせていただきます。
川上委員	よければという言葉が出ること自体すごく不安です。詰められるところはここですということを明確にさせていただいて議会内に説明してください。
弥栄支所長	出せるところで明記します。
三浦委員	今後の対応についてですが、地域住民による検討とありますが、協議

弥栄自治区長 三浦委員	会をさしていますか、それとも違う形で意見交換されるのでしょうか。 地域協議会のメンバーの中からと言う意味です。 中からということは、自主的に手を挙げられた方ですか、こちらから指名ですか。
弥栄自治区長 三浦委員	今、4名の方が挙手されています。さらにこちらから指名して人数を上乗せするつもりです。 そこでの結論が「辞めるべきだ」という総意が出た場合、それに基づいて辞めるのですか。
弥栄自治区長 三浦委員	現段階では辞める方向では考えていません。あくまでもこれを有効利用するための話し合いをしていただきます。 検討は、やる・やらないではなくゼロベースで考えるのですか。再度確認します。
弥栄自治区長 三浦委員	運営に地域住民の方が関わる組織を作るべきだという提案を検証委員会からもいただいていますので、大学生なども取り込んで、主体的に意見を述べてもらうような、運営するための助言・提案が出来る組織になっていただくことを目的に立ち上げます。 事業の継続の議論をする中で、市として観光交流事業として必要な施設だということで、公営でやっていくという話があったと思います。住民の方々がどう関わっていくかの話は大事だし、今後どういうコンセプトでやっていくかは未知数で何とも言えないですが、観光に必要な施設なのか、それとも別の活用方法があるのか、これは住民ではなく執行部が考えないといけない話だと思います。総括含めて執行部にきちんとやっていただく必要があると思いますが。
弥栄自治区長 三浦委員	観光交流の拠点として重要な施設だという見解は、現時点では変わりませんが、有り様については地域住民としっかり検討していく必要があると思っています。住民からの声は「結果は同じかもしれないが一度白紙で考えさせてほしい」というものもあるので、今後方向性を出していきたいと思っています。 住民の方々が体験村をどう考えるかと、執行部が考えるこの施設をどう活用するかは別の話だと思います。観光交流施設として大事なのか、建物には他の用途もあるかもしれない、そういう前提がゼロベースだと思うのですが、観光交流施設を前提に話をしてもらうのは違うと思います。この建物に住民がどう関わるかという話は、体験村に限らず浜田市内全ての建物に言える話です。
副市長 牛尾委員	もう組織立てをして検討を始めています。方針をしっかり出していききたい。地域住民からの声も聞いていきます。 食堂の委託契約は今月解除とありますが、違約金が発生するケースはないのでしょうか。
弥栄産業建設課長 牛尾委員	違約金は発生しませんが、急に決まったのでしっかり話をして進めたいと思います。 電気水道は置いておくという話ですが、体験村全体にかかる電気代が随分高いです。どこかで考え方を変えて貰わないと難しいという気がします。休止を決定されたので、本当は一言言っておかないといけないのは、3月も6月も予算を通したのに苦渋の決断となり残念です。

32年3月まで営業が出来ないかもしれないとありました。この施設を考えた時、大浴場、交流会館、などは元々この地域に必要なかったのではないのでしょうか。時代もあったのかもしれないけど、過大なものを求めたのが原因だったのではないのでしょうか。これ、一度締めたら再度立ち上げのコストが莫大になると思われます。休止はやむを得ないと思うが、過大なものを作る前に、部分的に運営がうまくいっていた部分だけ残すことを検討した方が良いのでは。最小限経費で弥栄として守っていく姿勢の方が正しい気がします。

本当に難しいところです。結果とすれば最悪。皆にとって大事な施設だろうけど、弥栄の中でお金も出すが口も出すという人が居ないとやっていけないと思います。地域の人がそれくらい関わらないと、評論家ばかりでは駄目、お金も口も出すような熱意のある人がいないと、再建は無理だと思います。

岡本委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

では所管事務調査(1)について質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

続いて、(2)について質疑がありますか。

牛尾委員

施設への妨害行為については、信憑性は高いのですか。

弥栄支所長

信憑性というのは。

牛尾委員

明らかに第三者による妨害行為である可能性は。

弥栄支所長

警察が設置したカメラには人影が映っていましたが、顔は分かりません。第三者が侵入してガス栓を閉めているのは間違いないです。

牛尾委員

それは警察で捜査中ということですか。

弥栄支所長

お願いしていますので、巡回も含めて継続中です。

岡本委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで執行部からの報告事項について、全員協議会へ(①そのまま提出し説明とすべきもの、②資料配布のみとすべきもの、③提出の必要はないとするもの)の決定をしたいと思います。まずは執行部の意向を伺いたいと思います。

産業政策課長

(1) 元谷団地の入植者による初出荷について……②

(2) 漁業別水揚げについて……②

(3) 浜田開府400年祭記念事業 ロゴ・キャッチフレーズ等の決定について……②

(4) ふるさと体験村について……①

(5) 平成29年7月豪雨災害復旧事業の進捗状況について……②

執行部の意向が示されましたが、そのとおりでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

3. 陳情審査

(1) 陳情第56号 体験村の再出発のためにも、処分に関する陳情について

(2) 陳情第57号 草刈・ミゾ掃除を浜田市事業にすることに関する陳情について

- (3) 陳情第58号 お魚センターの廃業に関する陳情について
- (4) 陳情第59号 ふるさと体験村元パート職員への聞き取りに関する陳情について
- (5) 陳情第60号 ふるさと寄付外注業者の報酬の精査に関する陳情について
- (6) 陳情第61号 産業建設委員会勉強会の公開に関する陳情について
- (7) 陳情第62号 ふるさと体験村の処分に関する陳情について
- (8) 陳情第63号 ふるさと体験村でのアマゴの大量死の原因説明に関する陳情について
- (9) 陳情第64号 ふるさと体験村のヤマメの養殖のエサやり方法の説明を求めることに関する陳情について
- (10) 陳情第65号 ふるさと弥栄振興公社理事報酬の返還に関する陳情について
- (11) 陳情第66号 ふるさと弥栄振興公社の清算事業年度の報酬の有無に関する陳情について
- (12) 陳情第67号 ふるさと体験村運営に関する陳情について

岡本委員長

まとめて執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

(「なし」という声あり)

陳情審査については終了します。その他執行部から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

では、執行部の皆さんは退席されて結構です。暫時休憩します。再開は11時40分とします。

《 執行部退室 》

[11 時 30 分 休憩]

[11 時 36 分 再開]

岡本委員長

委員会を再開します。

それでは、これより執行部提出の議案2件について採決を行います。

○「議案第58号 市道路線の廃止について（波佐54号線）」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第59号 市道路線の認定について（国府255号線外）」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情審査に入ります。陳情者から発言の申し出がありました。
いかに取り計らいましょうか。

川上委員

陳情第56号ですがこのことについては自分も一般質問をしていましたので、このことについては陳情者の説明を求めたいと思います。

牛尾委員

私は不要と考えます。

岡本委員長

総意を確認したいと思います。意見聴取に賛成の方の挙手をお願いします。

〔 賛成者 挙手 〕

挙手少数につき、意見聴取はしません。

まず、「陳情第56号 体験村の再出発のためにも、処分に関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

川上委員

是非処分されますよう、これを取り上げていただきたいと思います。

串崎委員

まだどうなるか分からない点があるので、継続審査を望みます。

岡本委員長

継続審査という意見が出ました。継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○「陳情第56号 体験村の再出発のためにも、処分に関する陳情について」は、挙手多数で継続審査とします。

続いて、「陳情第57号 草刈・ミゾ掃除を浜田市事業にすることに関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

牛尾委員

6月に同様の陳情を不採択としたので、これも不採択。

岡本委員長

他に。

(「なし」という声あり)

○「陳情第57号 草刈・ミゾ掃除を浜田市事業にすることに関する陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします
本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

挙手なし不採択と決しました。

続いて、「陳情第58号 お魚センターの廃業に関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

牛尾委員

これも、廃業は馴染まないと6月議会で不採択にしていますので、同様に不採択とすべきだと思います。

(「なし」という声あり)

○「陳情第58号 お魚センターの廃業に関する陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします

本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

挙手なしで不採択と決しました。

続いて、「陳情第59号 ふるさと体験村元パート職員への聞き取りに関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

既に検証委員会で検証されていますので、不採択で良いと思います。

（ 「なし」という声あり ）

○「陳情第59号 ふるさと体験村元パート職員への聞き取りに関する陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします
本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

挙手なしで不採択と決しました。

続いて、「陳情第60号 ふるさと寄付外注業者の報酬の精査に関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

これも6月議会に執行部からの詳細な説明を受けて、問題ないとして不採択としましたので、今回も不採択としたいと思います。

他にありませんか。

（ 「なし」という声あり ）

○「陳情第60号 ふるさと寄付外注業者の報酬の精査に関する陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします
本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

挙手なしで不採択と決しました。

続いて、「陳情第61号 産業建設委員会勉強会の公開に関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

前回の議会運営委員会でも言わせていただきましたが、ルールに従ってやっていますが、基本条例内では原則公開とされています。議運で、どういう形が一番望ましいのか検討いただくよう投げかけていますので、継続審査を望みます。

他にありますか。

（ 「なし」という声あり ）

○「陳情第61号 産業建設委員会勉強会の公開に関する陳情について」継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

川上委員

牛尾委員

岡本委員長

笹田委員

岡本委員長

川上委員
岡本委員長

挙手多数で継続審査とすることに決しました。

続いて、「陳情第62号 ふるさと体験村の処分に関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

継続審査を求めます。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

○「陳情第62号 ふるさと体験村の処分に関する陳情について」

継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

挙手多数で継続審査とすることに決しました。

串崎委員
岡本委員長

続いて「陳情第63号 ふるさと体験村でのアマゴの大量死の原因説明に関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

先ほどアマゴについて詳しい説明を聞きましたので、不採択で良いと思います。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

○「陳情第63号 ふるさと体験村でのアマゴの大量死の原因説明に関する陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします
本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

挙手なしで不採択と決しました。

川上委員
岡本委員長

続いて、「陳情第64号 ふるさと体験村のヤマメの養殖のエサやり方法の説明を求めることに関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

このようなことまで陳情するのは、陳情の趣旨にそぐわないと思います。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

○「陳情第64号 ふるさと体験村のヤマメの養殖のエサやり方法の説明を求めることに関する陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします
本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

挙手なしで不採択と決しました。

牛尾委員

岡本委員長

続いて、「陳情第65号 ふるさと弥栄振興公社理事報酬の返還に関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

既に報酬は返還されていますので、案件は既に終わっているものです。不採択が適切と思われます。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

○「陳情第65号 ふるさと弥栄振興公社理事報酬の返還に関する陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

挙手なしで不採択と決しました。

牛尾委員

岡本委員長

続いて、「陳情第66号 ふるさと弥栄振興公社の清算事業年度の報酬の有無に関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

これは聞きますと今年度3月までの報酬を返還されたとのことなので、不採択でよろしいかと思います。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

○「陳情第66号 ふるさと弥栄振興公社の清算事業年度の報酬の有無に関する陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

挙手なしで不採択と決しました。

川上委員

岡本委員長

続いて、「陳情第67号 ふるさと体験村運営に関する陳情について」委員からご意見をお聞きします。

今月末で中止とのことで、それまでに説明をいただけるものと期待していますので不採択で。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

○「陳情第67号 ふるさと体験村運営に関する陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

挙手なしで不採択と決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件の審査は終了します。

6. その他

岡本委員長
川上委員

委員から何かありますか。

陳情について申し上げましたが、陳情にそぐわないものがありますので、どのように扱うか再度ご検討いただきたいと思います。

岡本委員長

このことについては議長団に申し上げたいと思います。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、委員長報告については9月28日の表決までに正副委員長で作成し、皆さんに目を通していただき、よろしければ、議場に配布したいと思います。以上で産業建設委員会を終了します。

[11 時 52 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員長 岡本 正友 ⑨